

平成12年建設省告示 第1436号等の改正について ～排煙設備の設置を要しない部分が 告示に新たに追加されました。～

一般財団法人日本建築設備・昇降機センター事務局

1. はじめに

令和6年3月25日、令和6年国土交通省告示第221号が公布されました。この中では、「排煙設備の設置を要しない火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分」(平成12年建設省告示第1436号) (以下「排煙告示」という。)の一部改正が行われ、同年4月1日より施行されています(表-1)。

2. 背景

建築基準法施行令第126条の2第1項第五号に

より、排煙設備を設けなくてもよい建築物の部分として、「排煙告示」において、火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分と定められているところ、近年、古民家等の既存建築物をホテルなどに用途転用するといった既存ストックの活用ニーズが高まってきているため、国土交通省では、建築物の利用者の安全を確保しながら既存ストックを円滑に活用出来るよう、排煙設備の設置義務の合理化について検証を行い、一定の成果が得られたことから、新たに排煙設備の設置を要しない部分を同告示に位置付けました。

表-1 平成12年建設省告示第1436号の一部改正 新旧対照表

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
建築基準法施行令(以下「令」という。)第126条の2第1項第五号に規定する火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分は、次に掲げるものとする。 一～三 (略) 四 次のイから <u>上</u> までのいずれかに該当する建築物の部分イ (略) <u>ロ</u> 階数が2以下で、かつ、延べ面積が500㎡以下の建築物(令第110条の5に規定する技術的基準に従って警報設備を設けたもの)に限り、次の(1)又は(2)のいずれか	建築基準法施行令(以下「令」という。)第126条の2第1項第五号に規定する火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分は、次に掲げるものとする。 一～三 (略) 四 次のイから <u>上</u> までのいずれかに該当する建築物の部分イ (略) (新設)

改正後	改正前
<p>に該当するもの(以下「特定配慮特殊建築物」という。)を除く。)の部分であって、各居室に屋外への出口等(屋外への出口、バルコニー又は屋外への出口に近接した出口をいう。以下同じ。)(当該各居室の各部分から当該屋外への出口等まで及び当該屋外への出口等から道までの避難上支障がないものに限る。)その他当該各居室に存する者が容易に道に避難することができる出口が設けられているもの</p> <p>(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)別表第一(イ)欄(一)項に掲げる用途又は病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)若しくは児童福祉施設等をいう。以下同じ。)(入所する者の使用するものに限る。)の用途に供するもの</p> <p>(2) 令第128条の4第1項第二号又は第三号に掲げる用途に供するもの</p> <p>△ 階数が2以下で、かつ、延べ面積が500㎡以下の建築物(令第110条の5に規定する技術的基準に従って警報装置を設けたものに限る、特定配慮特殊建築物を除く。)の部分(当該部分以外の部分と間仕切壁又は令第112条第12項に規定する10分間防火設備(当該部分にスプリンクラー設備その他これに類するものを設け、若しくは消火上有効な措置が講じられている場合又は当該部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした場合にあっては、戸(ふすま、障子その他これらに類するものをのぞく。))で同条第19項第二号に規定する構造であるもので区画されているものに限る。)で、次に掲げる基準に適合する部分</p> <p>(1) 床面積が50㎡(天井の高さが3m以上である場合にあっては100㎡)以内であること。</p> <p>(2) 各居室の各部分から避難階における屋外への出口又は令第123条第2項に規定する屋外に設ける避難階段に通ずる出入口の一に至る歩行距離が25m以下であること。</p> <p>三 避難階又は避難階の直上階で、次に掲げる基準に適合する部分(当該基準に適合する当該階の部分(以下「適合部分」という。)以外の建築物の部分の全てが令第126条の2第1項第一号から第三号のいずれか、前各号に掲げるもののいずれか若しくはイからハまで及びホからトまでのいずれかに該当する場合又は適合部分と適合部分以外の建築物の部分とが準耐火構造の床若しくは壁若しくは同条第2項に規定する防火設備で区画されている場合に限る。)</p> <p>(1) 次の(一)又は(二)のいずれかに該当するものであること。</p> <p style="margin-left: 2em;">(一) 法別表第一(イ)欄に掲げる用途以外の用途に供するもの</p> <p style="margin-left: 2em;">(二) 児童福祉施設等(入所する者の利用するものを除く。)、博物館、美術館、図書館、展示場又は飲食店の用途に供するもの</p> <p>(2) (1)に規定する用途に供する部分における主たる用途に供する各居室に屋外への出口等(当該各居室の各部分から当該屋外への出口等まで及び当該屋外への出口等から道までの避難上支障がないものに限る。)その他当該各居室に存する者が容易に道</p>	<p>(新設)</p> <p>ロ 避難階又は避難階の直上階で、次に掲げる基準に適合する部分(当該基準に適合する当該階の部分(以下「適合部分」という。)以外の建築物の部分の全てが令第126条の2第1項第一号から第三号のいずれか、前各号に掲げるもののいずれか若しくはイ及びハからホまでのいずれかに該当する場合又は適合部分と適合部分以外の建築物の部分とが準耐火構造の床若しくは壁若しくは同条第2項に規定する防火設備で区画されている場合に限る。)</p> <p>(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)別表第一(イ)欄に掲げる用途以外の用途又は児童福祉施設等(令第115条の3第1項第一号に規定する児童福祉施設をいい、入所する者の使用するものを除く。)、博物館、美術館若しくは図書館の用途に供するものであること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (1)に規定する用途に供する部分における主たる用途に供する各居室に屋外への出口等(屋外への出口、バルコニー又は屋外への出口に近接した出口をいう。以下同じ。)(当該各居室の各部分から当該屋外への出口等まで及び当該屋外への出口等から</p>


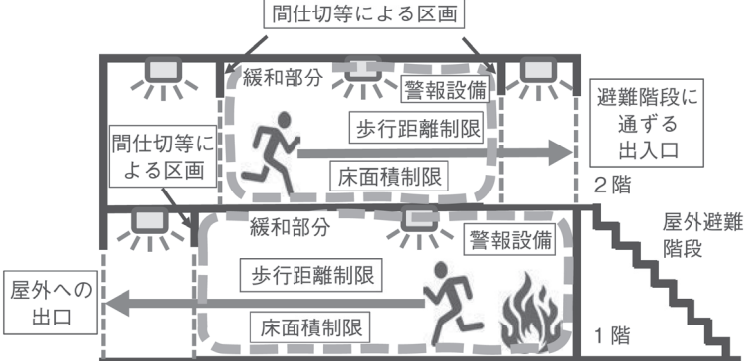
改正後	改正前
<p>に避難することができる出口が設けられていること。</p>	<p>道までの避難上支障がないものに限る。) その他当該各居室に存する者が容易に道に避難することができる出口が設けられていること。</p>
<p><u>ホ</u> (略)</p>	<p><u>ハ</u> (略)</p>
<p><u>ヘ</u> 高さ31m以下の建築物の部分(法別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物の主たる用途に供する部分で、地階の存するものを除く。)で、室(居室を除く。)にあっては(1)又は(2)のいずれか、居室にあっては(3)から(5)まで(特定配慮特殊建築物の居室にあっては、(4)又は(5))のいずれかに該当するもの(削る)</p>	<p><u>ニ</u> 高さ31m以下の建築物の部分(法別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物の主たる用途に供する部分で、地階に存するものを除く。)で、室(居室を除く。)にあっては(一)又は(二)に、居室にあっては(三)又は(四)に該当するもの</p>
<p>(削る)</p>	<p>(一) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でし、かつ、屋外に面する開口部以外の開口部のうち、居室又は避難の用に供する部分に面するものに法第2条第九号の二に規定する防火設備で令第112条第19項第一号に規定する構造であるものを、それ以外のものに戸又は扉を、それぞれ設けたもの</p>
<p>(削る)</p>	<p>(二) 床面積が100㎡以下で、令第126条の2第1項に掲げる防煙壁により区画されたもの</p>
<p>(削る)</p>	<p>(三) 床面積100㎡以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は法第2条第九号の二に規定する防火設備で令第112条第19項第一号に規定する構造であるものによって区画され、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたもの</p>
<p>(削る)</p>	<p>(四) 床面積が100㎡以下で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ったもの</p>
<p>(1) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でし、かつ、屋外に面する開口部以外の開口部のうち、居室又は避難の用に供する部分に面するものに法第2条第九号の二に規定する防火設備で令第112条第19項第一号に規定する構造であるものを、それ以外のものに戸又は扉を、それぞれ設けたもの</p>	<p>(新設)</p>
<p>(2) 床面積が100㎡以下で、令第126条の2第1項に掲げる防煙壁により区画されたもの</p>	<p>(新設)</p>
<p>(3) 床面積が50㎡(天井の高さが3m以上である場合にあっては、100㎡)以内で、当該部分以外の部分と準耐火構造の間仕切壁又は法第2条第九号の二に規定する防火設備(当該部分にスプリンクラー設備その他これに類するものを設け、若しくは消火上有効な措置が講じられている場合又は当該部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした場合にあっては、間仕切壁又は令第112条第12項に規定する10分間防火設備)で同条第19項第二号に規定する構造であるもので区画されていること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(4) 床面積100㎡以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は法第2条第九号の二に規定する防火設備で令第112条第19項第一号に規定する構造であるものによって区画され、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたもの</p>	<p>(新設)</p>
<p>(5) 床面積が100㎡以下で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ったもの</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>上</u> (略)</p>	<p><u>ホ</u> (略)</p>

3. 改正概要

中①から③までに掲げる部分が「排煙告示」に追加されています。

排煙設備の設置を要しない部分として、表-2

表-2 本改正で新たに「排煙告示」に追加された排煙設備の設置を要しない部分のあらまし

対象建築物等	対象建築物のうち排煙設備の設置を要しない部分	「排煙告示」該当箇所
<p>① 小規模建築物（階数が2以下で延べ面積が500㎡以下^{*1}）</p> <p>次のイ及びロに該当するもの イ 警報設備を設置 ロ 病院等の特定配慮特殊建築物の用途以外の用途</p>	<p>各居室に屋外への出口等（避難上支障がないものに限る。）その他当該各居室に存する者が容易に道に避難することができる出口が設けられている建築物の部分</p> 	<p>第四号ロ</p>
<p>② 同上</p> <p>同上</p>	<p>次の(i)～(iii)までに掲げる基準に適合する部分</p> <p>(i) 当該部分が間仕切壁又は令第112条第12項に規定する10分間防火設備（当該部分にスプリンクラー設備その他これに類するものを設け、若しくは消火上有効な措置が講じられている場合又は当該部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした場合にあっては、戸）で同条第19項第二号に規定する構造であるもので区画されていること</p> <p>(ii) 区画内の床面積が50㎡（天井の高さが3m以上である場合にあっては、100㎡）以内であること</p> <p>(iii) 各居室の各部分から避難階における屋外への出口又は令第123条第2項に規定する屋外に設ける避難階段に通ずる出入口の一に至る歩行距離が25m以下であること</p> 	<p>第四号ハ</p>

<p>③ 全ての建築物</p>	<p>次のイ及びロに該当するもの イ 高さ31m以下 ロ 病院等の特定配慮特殊建築物の用途以外の用途</p>	<p>次の(i)から(iii)までに掲げる基準に適合する居室</p> <p>(i) 法別表第一(イ)欄に掲げる用途の特殊建築物の主たる用途に供する地下の居室に該当しないこと</p> <p>(ii) 当該部分とその他の部分が準耐火構造の間仕切壁又は法第2条第九号の二に規定する防火設備(当該部分にスプリンクラー設備その他これに類するものを設け、若しくは消火上有効な措置が講じられている場合又は当該部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした場合)にあっては、間仕切壁又は令第112条第12項に規定する10分間防火設備^{※2})で同条第19項第二号に規定する構造であるもので区画されていること。</p> <p>(iii) 区画内の床面積が50㎡(天井の高さが3m以上である場合にあっては、100㎡)以内であること。</p> <p>～スプリンクラー設備を設けた場合、又は壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした場合等^{※2}～</p>	<p>第四号へ (3)</p>
-----------------	--	---	---------------------

※1 ①、②は、排煙設備の設置が必要な建築物の規模に当りません。当該建築物内に令第116条の2第1項第二号に該当する窓その他の開口を有しない居室が存する場合にこの緩和規定が適用できるか検討することができます。

※2 スプリンクラー設備を設置、又は当該部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とした場合等にあっては、間仕切壁又は令第112条第12項に規定する10分間防火設備(同条第19項第二号に規定する構造であるもの)とすることができます。

※3 高さ31m以下の建築物の部分であれば、階は問いません。ただし、法別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物の主たる用途に供する部分の場合は、地階を除きます。

4. 技術的助言

日付け国住指第434号、国住街第160号)が表-3
のとおり示されています。

国土交通省より、技術的助言(令和6年3月29

表-3 令和6年3月29日付け国住指第434号、国住街第160号 第10

令第126条の2第1項第5号に規定する火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分は、「排煙設備の設置を要しない火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分定める件」(平成12年建設省告示第1436号)に定められ、当該部分については排煙設備の設置を要しないこととされている。

今般の改正で、当該排煙設備の設置を要しない部分として、新たに一定の規模・用途であって、警報設備等を設けた建築物の部分と同告示第4号ロ、ハ、ニ及びへ(3)に位置付けることとした。なお、ロで規定する避難上支障がないことの条件としては、屋外への出口等の種類に応じ、「建築基準法施行令の一部を改正する政令等の施行について(技術的助言)」(令和2年4月1日付け国住指第4658号)第一(7)(告示第2号関係)に示された避難上支障がないことの要件が考えられるため、参考にされたい。

参考 令和2年4月1日付け国住指第4658号 第一(7)(告示第2号関係)

当該建築物全体に警報設備(自動火災報知設備に限る。)を設け、かつ、延べ面積を500㎡以内とした建築物のスプリンクラー設備等を設けた部分について、内装制限を適用除外とする方法を位置づけている。

当該建築物の部分の条件として、屋外への出口等(屋外への出口、バルコニー又は屋外への出口に近接した出口をいい、当該部分の各部分から当該屋外への出口等まで及び当該屋外への出口等から道までの避難上支障がないものに限る。)その他当該部分に存する者が容易に道に避難することができる出口を設けたものであることとしている。ここで規定する避難上支障がないことの条件としては、屋外への出口等の種類に応じ、以下のとおりの要件が考えられるため、参考にされたい。

- ① 当該部分の各部分から屋外への出口まで及び屋外への出口から道までの避難上支障がないものとして必要な要件
 - (i) 当該部分の各部分から屋外への出口までの歩行距離が20m以下であること
 - (ii) 戸や掃き出し窓である等当該部分の在館者が開口部を通じ屋外へ支障なく出られること
 - (iii) 屋外への出口から道に直接通ずるか、道に通ずる幅員(当該幅員は有効幅員)50cm以上の通路その他の空地が設けられていること
 - (iv) 他の火災のおそれのある建築物の部分の前を通らずに避難できること
- ② 当該部分の各部分からバルコニーまで及びバルコニーから道までの避難上支障がないものとして必要な要件
 - (i) 当該部分の各部分からバルコニーへの出口までの歩行距離が10m以下であること
 - (ii) 在館者が開口部を通じバルコニーへ支障なく出られること
 - (iii) バルコニーが十分に外気に開放されていること
 - (iv) バルコニーから地上へ屋外階段、すべり台、タラップ等の当該部分に存する者の特性を踏まえた避難経路等が確保されており、バルコニーから地上までの避難経路等について、バルコニーに通ずる各出口から地上までの二方向避難が確保されていること又は他の火災のおそれのある建築物の部分の前を通らずに避難できること
 - (v) 車いすを利用する者の利用が想定される施設にあっては、バルコニーと同一階にある屋上等の安全な一時退避場所を確保すること
 - (vi) 地上に通ずる部分から道に直接通ずるか、道に通ずる幅員(当該幅員は有効幅員)50cm以上の通路その他の空地が設けられていること
- ③ 当該部分の各部分から屋外への出口に近接した出口まで及び屋外への出口に近接した出口から道までの避難上支障がないものとして必要な要件
 - (i) 当該部分の各部分から屋外への出口に近接した出口までの歩行距離が20m以下であること
 - (ii) ①(ii)と同じ
 - (iii) 縁側を通じた屋外への避難のように、当該部分の出口から屋外への出口が容易に把握でき、当該部分の出口から屋外への出口まで安全かつ容易に到達できる距離にあること
 - (iv) 屋外への出口から道に直接通ずるか、道に通ずる幅員(当該幅員は有効幅員)50cm以上の通路その他の空地が設けられていること
 - (v) 他の火災のおそれのある建築物の部分の前を通らずに避難できること

5. 本告示の改正に関する意見募集の結果

排煙告示の改正に関する意見募集（パブリック

コメント)の結果が、表-4のとおり、公表されております。

表-4 平成12年建設省告示第1436号の一部改正に関する意見の概要と国土交通省の考え方

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
階数が2以下、延べ面積が 500㎡以下で警報設備が設けられている病院等の用途以外の用途の建築物における一定の基準を満たす部分に関して排煙設備の設置緩和の規定が設けられたが、病院等の用途が建築物の一部にある場合は、当該建築物の部分について本規定は適用できないか。	貴見の通りです。
「スプリンクラー設備その他これらに類するもの」には、パッケージ型自動消火設備は含まれるか。	パッケージ型自動消火設備は本規定において必要とされる消火性能を有することが確認できていないため、現時点ではこのスプリンクラー設備に該当しないものと考えております。
「戸(ふすま、障子その他これらに類するものを除く)」における「その他これらに類するもの」は、令第112条第13項と同様、ふすまや障子のほか、普通板ガラス、厚さ3mm程度の合板等で造られたものも含む、という解釈でよいか。	貴見の通りです。
「準耐火構造の間仕切壁」は、防火区画同様にスラブまで達する必要があるか。	貴見の通りです。
「天井の高さが3m以上である場合」とあるが、天井面が一定レベルでない場合は天井の高さの平均で判断して良いか。	床から天井までの高さが一番低い部分における当該床から天井までの垂直距離となります。
警報設備の設置やスプリンクラー設備等を設ける場合について、当該設備の設置範囲は最低限、規定を適用する部分のみに設置されていれば良いか。	建築物の部分に対して設置を求めている規定については、貴見の通りです。

6. 建築設備定期検査告示(平成20年国土交通省告示第285号)の改正について

区画避難安全検証法に関する規定である建築基準法施行令第128条の6が令第128条の7へ条ずれしたことから、令和6年3月29日国土交通省告示第273号により、定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件(平成20年国土交通省告示第285号)別表第2 一の

(九)項、(十一)の項、(十五)の項、(十八)の項、(二十三)の項から(二十五)の項まで、(三十二)の項、(三十六)の項、(三十七)の項、(四十一)の項、(四十三)の項、(四十六)の項及び(四十九)の項の規定中の「第128条の6第1項」が「第128条の7第1項」に改められ4月1日より施行されています。

本改正は、建築基準法施行令の条ずれに対する判定基準の文言修正のための改正であり、基準内容に変更はありません。